新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 新潟県規則第41号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則 (新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(未給付金の受給手続)	(未給付金の受給手続)
第42条 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は	第42条 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は
相続人において、その生存中に係る未給付金の支	相続人において、その生存中に係る未給付金の支
給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号	給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号
様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲	様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲
げる書類を添えて、知事に提出しなければならな	げる書類を添えて、知事に提出しなければならな
٧٠°	ار ا <sub>ن</sub>
(1) 請求者の <u>戸籍の謄本又は抄本</u> (死亡した年金	(1) 請求者の <u>戸籍謄本</u> (死亡した年金権者の死亡
権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかに	当時の請求者の身分関係を明らかにすることが
することができるもの。)	できるもの。)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相	(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相
続人であることを証する市町村長又はこれに準	続人であることを証する市町村長又はこれに準
ずる者の証明書(第1号の <u>戸籍の謄本又は抄本</u>	ずる者の証明書(第1号の <u>戸籍謄本</u> により相続
により相続人であることが顕著であるときは、	人であることが顕著であるときは、この限りで
この限りでない。)	ない。)

(新潟県恩給給与細則の一部改正)

2 (略)

第2条 新潟県恩給給与細則(昭和32年新潟県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

(略)

 改
 正
 後
 改
 正
 前

 (未給与金の受給手続)
 (未給与金の受給手続)

- 第6条 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 請求者の<u>戸籍の謄本又は抄本</u>(死亡した恩給 権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかに することができるもの。)
  - (2) (略)
  - (3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相 続人であることを証する市町村長又はこれに準 ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍の謄本又は抄本</u> により相続人であることが顕著であるときは、 この限りでない。)
- 2 (略)

- 第6条 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 請求者の<u>戸籍謄本</u>(死亡した恩給権者の死亡 当時の請求者の身分関係を明らかにすることが できるもの。)
  - (2) (略)
  - (3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相 続人であることを証する市町村長又はこれに準 ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍謄本</u>により相続 人であることが顕著であるときは、この限りで ない。)
- 2 (略)

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。